

産地生産基盤パワーアップ事業のうち 全国的な土づくりの展開

令和7年3月版

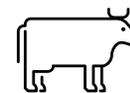
農林水産省

農産局農業環境対策課

0.目次 INDEX

1	事業の概要・活用方法	P.2
1-1	事業背景・事業目的	P.2
1-2	事業の活用方法	P.3
2	事業スケジュール	P.4
2-1	事業の流れ	P.4
2-2	事業開始までの流れ	P.5
3	事業内容	P.6
3-1	産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画とは	P.6
3-2	事業実施期間と目標年度	P.7
3-3	補助対象経費・補助率	P.8
3-4	補助対象資材	P.9
3-5	実証ほ場の設定	P.10
4	計画書の作り方	P.11
4-1	産地パワーアップ計画の作成例	P.11
4-2	取組主体事業計画の作成例	P.12
5	よくある質問 (FAQ)	P.13
6	問い合わせ先	P.18

1-1. 事業背景・事業目的



全国的な土づくりの展開とは

事業背景

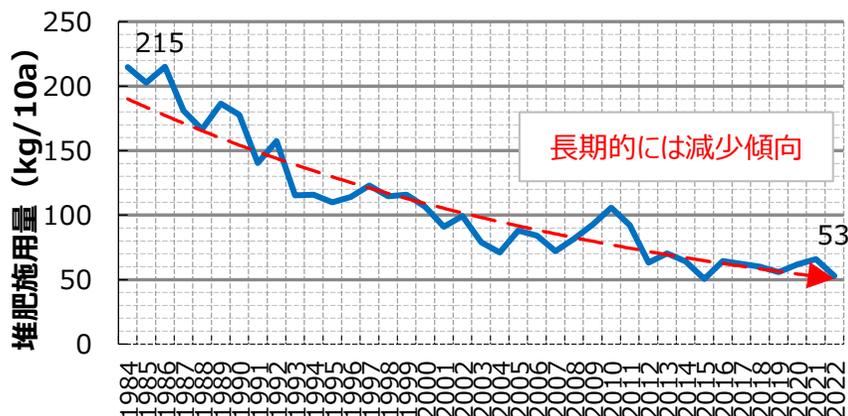
- ✓ 堆肥の散布に労力がかかるなどといった理由から、近年堆肥の施用量が減少傾向
- ✓ 地力の低下が懸念



事業目的

- ✓ 堆肥等の施用による土づくりに取り組んでいない農業者等にあらためて堆肥等の実証的な活用を支援し、全国的な土づくりの展開を推進

○堆肥の施用量の推移（水田）



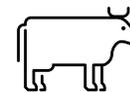
資料：農林水産省調べ

○土づくりとは

作物の生産基盤となる土壌の状態を①物理性、②化学性、③生物性の観点から改善し、土壌の生産力を高めること。土づくりによって、以下のような効果が期待されます。

- ①物理性改良効果
—作物の生育・収量に影響を与える根の発達に関与
- ②化学性改良効果
—施肥した肥料の保持力や養分の供給力等に関与
- ③生物性改良効果
—土壌中の有機物の分解や作物への養分供給に関与

1-2. 事業の活用方法



i 解決したい土壌の課題に対し、その課題の解決に向けて有効な資材を用い実証を行う



✓ 可給態りん酸を増加させたい場合

ex) 堆肥の利用

【補助対象経費の例】

- ◆ 堆肥の購入経費
- ◆ 堆肥の保管・運搬経費
- ◆ 堆肥散布機のレンタル又はリース導入経費
- ◆ 土壌分析（実証前後に必須の取組）等



✓ 有機物含有量を増加させたい場合

ex) 緑肥の利用

【補助対象経費の例】

- ◆ 緑肥種子の購入経費
- ◆ 緑肥種子の散布機、緑肥のすき込み等に必要な機械及び緑肥の裁断に必要な機械のレンタル又はリース導入経費
- ◆ 土壌分析（実証前後に必須の取組）等



✓ 土壌を膨柔化させたい場合

ex) 土壌改良資材（バーク堆肥）の利用

【補助対象経費の例】

- ◆ 土壌改良資材の購入経費
- ◆ 土壌改良資材の保管・運搬費
- ◆ 土壌分析（実証前後に必須の取組）等



2-1. 事業の流れ

要望調査（都道府県ごとに取りまとめ）

- 実証ほ場の選定（※）
- 対象資材、実証品目の設定
- 成果目標の設定 等

※要望調査段階で実証ほ場選定のための土壌分析を行う場合、補助対象外となります（詳しくは、P.16をご参照ください）。

交付
決定前

取組主体事業計画作成

産地パワーアップ計画作成

※都道府県によっては、要望調査段階で上記の計画作成場合があります。



計画承認等・交付決定

交付決定以降、事業の着手（堆肥等の散布）が可能

堆肥等の実証的な活用



実証前土壌分析（※必須）

堆肥等の散布を予定するほ場において、土壌分析を行い、成果目標値未滿のほ場を『実証ほ場』として設定

事業実施
期間（2
年以内）



堆肥等の散布・緑肥の播種・すき込み（※必須）



実証後土壌分析（※必須）

次の堆肥等の施用前に実証後の土壌分析を実施



成果目標の達成

取組主体事業計画は目標年度までに、産地パワーアップ計画は目標年度に成果目標を達成

目標年度



2-2. 事業開始までの流れ

事前相談



- 事業活用の検討段階で、都道府県又は市町村の担当にご相談ください。

要望調査



注) 要望調査及び事業要望のルートや、要望調査時に必要となる資料については、都道府県に御確認ください。

事業要望



- 取組主体は必要資料を地域協議会等に提出します。
- 国に提出された要望書を基に、事前審査を行います。

予算配分



注) 取組主体と都道府県の間、市町村や地域協議会等を経由する場合がありますので、実際のルートについては都道府県に御確認ください。

交付申請

- 取組主体は都道府県等からの割当内示の通知後に、指定された期日までに交付申請書を提出します。



注) 取組主体と都道府県の間、市町村や地域協議会等を経由する場合がありますので、実際のルートについては都道府県に御確認ください。

交付決定

- 取組主体は、都道府県等からの交付決定後に事業を開始することができます。

POINT 01

本事業では、都道府県等を経由して補助金を交付するため、議会にて予算計上する必要があります。予算計上できるタイミングは限られますので、事業活用を検討されている方は、お早めに都道府県又は市町村の担当にご相談ください。

※ 1 地域協議会等とは、地域協議会と都道府県協議会を指します。

※ 2 ここに記載している流れは、あくまで一例ですので実際の流れは都道府県に御確認ください。

交付申請までに行う手続き

都道府県事業実施方針



都道府県は事業実施方針を作成し、基金管理団体に提出します。提出を受けた基金管理団体は地方農政局長等と協議を行った上でこれを承認します。

取組主体事業計画



承認

産地パワーアップ計画



承認

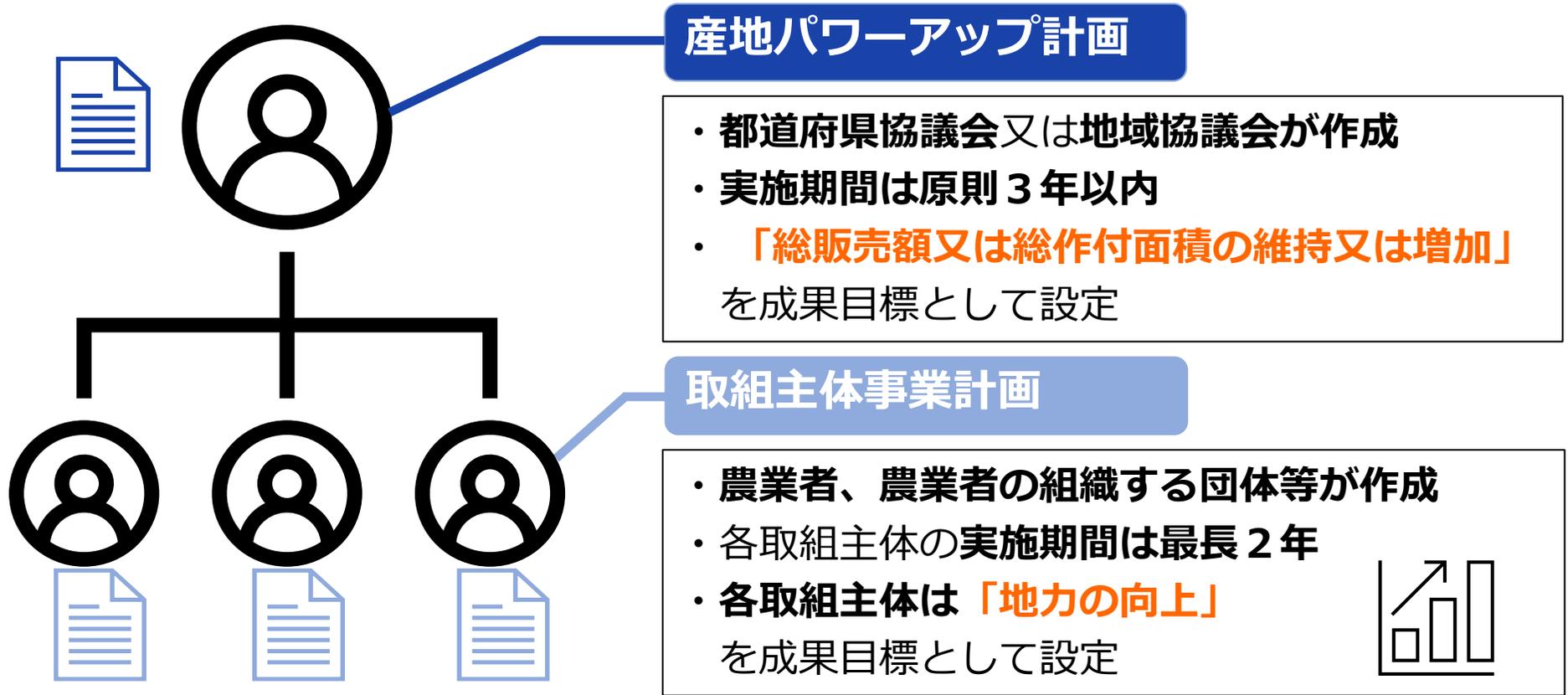


都道府県事業計画



都道府県は産地パワーアップ計画を位置づけた都道府県事業計画を作成し、地方農政局長等（国）に提出します。都道府県事業計画の妥当性について地方農政局長等と協議を行います。

3-1. 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画とは？



POINT 01

都道府県協議会は「都道府県農業再生協議会」、地域協議会は「地域農業再生協議会」を指し、経営所得安定対策や水田活用の直接支払交付金等の交付事務などを行う組織です。

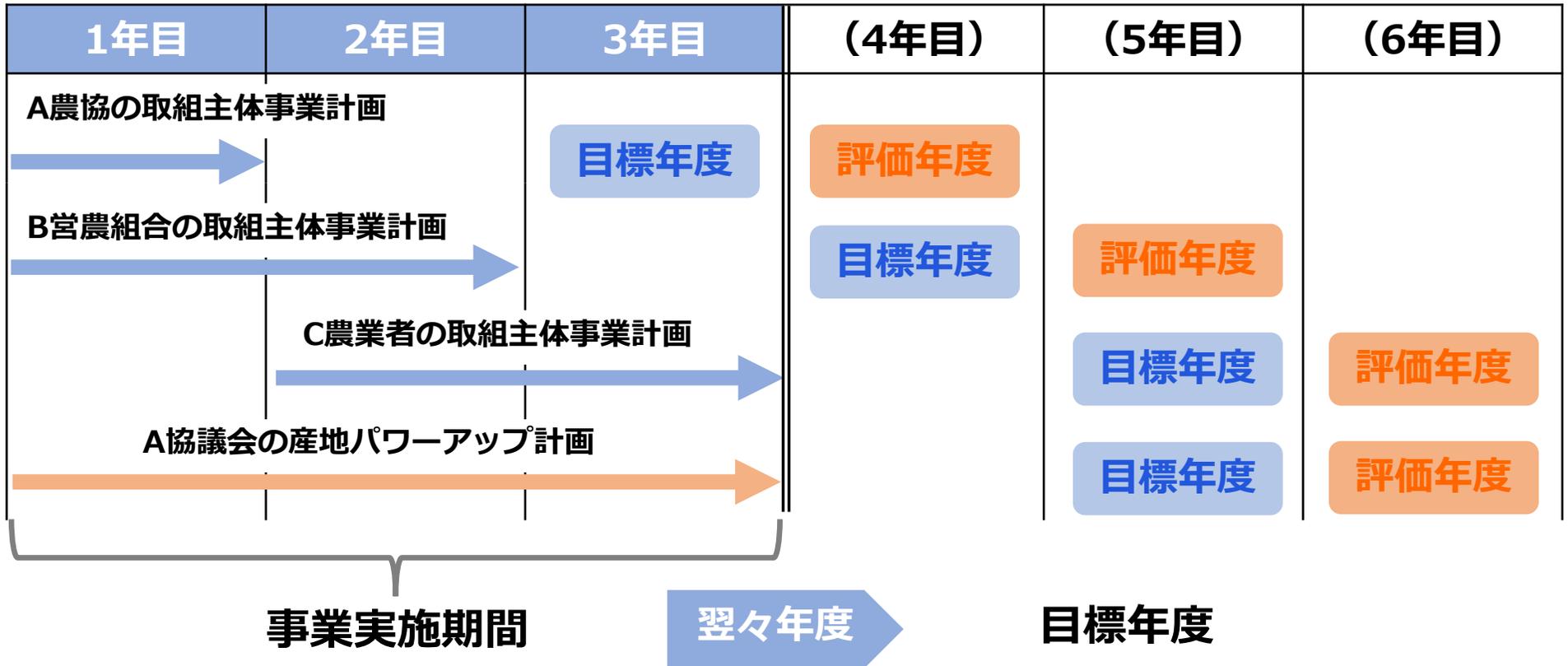
POINT 02

産地パワーアップ計画の成果目標は、品目ごとに設定してください。

POINT 03

取組主体事業計画の地力の向上に関する成果目標は、「可給態窒素含有量、土壌有機物含有量、pH、陽イオン交換容量（CEC）、有効態りん酸、ち密度」など、地力増進基本指針や都道府県の施肥基準等を参考に設定してください。

3-2. 事業実施期間と目標年度



取組主体の成果目標である「地力の向上」の達成状況を確認するため、**目標年度までに実証後の土壌分析を行い、目標を達成する必要があります。**
 なお、実証後の土壌分析については、必ずしも目標年度に行う必要はなく、例えば、**事業実施期間内に実証後土壌分析を行い、成果目標の達成を確認できたほ場については、目標年度を待たずにその時点で目標達成とみなします。**

※ただし、成果目標未達成のほ場は成果目標を達成するまで土壌分析が必要となります。

3-3 . 補助対象経費・補助率



取組内容	補助対象経費	補助率	補助上限額
(1) 堆肥等の散布 及び緑肥の播種	<ul style="list-style-type: none"> ●堆肥散布機械等のリースレンタル費 ●堆肥等の購入費、運搬費、保管費及び散布費 	定額 (ただし、堆肥散布機械等のリース導入に限っては1/2以内)	(実証面積当たり) 3.0万円/10a以内 又は 3.5万円/10a以内 + 堆肥散布機等のリース導入費の1/2以内
(2) 土壌分析	<ul style="list-style-type: none"> ●検体採取費用(旅費、役務費、備品費、消耗品費) ●分析委託費 		
(3) 調査及び指導	<ul style="list-style-type: none"> ●堆肥等の実証的な活用に必要な調査及び指導経費(旅費、役務費、備品費、消耗品費、資料印刷費、会議費等) 		

⚠️【補助上限額に関する注意事項】

- 注1) ペレット堆肥の実証を行う場合、実証面積当たりの補助上限額は3.5万円/10a、ペレット堆肥以外の資材を用いた実証の場合、補助上限額は3.0万円/10a となります。
- 注2) 補助上限額は単年度ごとの上限額です。

POINT 01

(2) の土壌分析について、実証前土壌分析により実証ほ場の選定を行いますが、土壌分析の結果、成果目標を達成しており、結果的に実証を行わないほ場であっても、土壌分析に係る経費は補助対象となります(QA土-15の③)。

3-4 . 補助対象資材



補助対象となる実証資材

- 1 肥料法第22条に基づき特殊肥料として届出された**堆肥**
- 2 肥料法第4条に基づき登録された**混合堆肥複合肥料**
- 3 肥料法第16条の2に基づき届出された**指定混合肥料**
- 4 土壤改良資材品質表示基準に基づき適切な品質表示がなされた**土壤改良資材**
- 5 **緑肥**
- 6 **バイオ炭**

- 注1) ①の堆肥については、十分に腐熟させた堆肥（切り返しを適切に行い、堆肥中心部だけでなく表層部も高温となった状態で発酵させ、熟成期間も十分にとる等により生産された堆肥）に限る
- 注2) ③の指定混合肥料は、堆肥又は土壤改良資材入りのものに限る
- 注3) ④の土壤改良資材は、地力増進法第11条第1項の政令で定める種類の土壤改良資材に限る
- 注4) 混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料については、地力の増進効果が認められるものに限る
- 注5) ⑤の緑肥は、対象作物の栽培前又は栽培後に播種・すき込み等までを行うものに限る
- 注6) ⑥のバイオ炭は、家畜ふん尿、木材、草木、もみ殻、稲わら、木の実、製紙汚泥又は下水汚泥由来のもので十分に炭化したものに限る

POINT 01

上記①～⑥までの補助対象となる実証資材であっても、既に実証ほ場で当該資材を散布している場合は原則、補助対象とはなりませんのでご注意ください（QA土-2の2）。

POINT 02

実証資材の購入、運搬、保管に要する経費は、交付決定前であっても、事業実施年度に散布する目的で前年度以降に発注したのものについても対象となります。

3-5 . 実証ほ場の設定



補助対象となる実証ほ場（QA土-7の1）

- 1 本事業で対象とする堆肥等の施用を慣行的に行っていないほ場
- 2 本事業で対象とする堆肥等の施用を慣行的に行っているが、地力の向上のため追加で堆肥等の施用が有効と認められるほ場

補助対象となる実証ほ場の判別

実証パターン	本事業で対象とする堆肥等の施用を慣行的に行っているほ場か	実証前土壌分析値が成果目標値未満のほ場か	補助対象となるほ場
①-1	堆肥等の施用を慣行的に行っていないほ場	成果目標値未満	○
①-2	堆肥等の施用を慣行的に行っていないほ場	成果目標値以上	×
②	堆肥等の施用を慣行的に行っているほ場	成果目標値未満	△

注) 堆肥等の施用を慣行的に行っているほ場であっても、①実証前土壌分析の結果、地力の低下が確認でき、②地力の向上のため追加で堆肥等の施用が有効と認められ、③従来散布していた量より多くの堆肥等を散布する場合、補助対象となります。

POINT 01

パターン①-2のように、
本事業で対象とする堆肥等の施用を慣行的に行っていないほ場であっても、
実証前土壌分析値が成果目標値以上のほ場は、本事業における対象ほ場とはなりません。



4-1. 産地パワーアップ計画の作成例

産地生産基盤パワーアップ計画の成果目標等の設定

記載例) 1の(3)のA

対象作物	産地の成果目標（総販売額又は総作付面積の維持又は増加目標）										事後評価の検証方法（※定量的な検証ができること。）	目標の実現可能性	
	年度	現状				目標							
		面積	単位	総販売額	単位	年度	面積	単位	総販売額	単位			
水稲	RO	総作付面積	100	ha			R△	総作付面積	100	ha			○○（統計データ等）により検証を行う。 【過去3年の数値】 <水稲> R△ : Oha… 【現状値の設定の考え方】 ○○により設定 【目標値の実現可能性】 ○○により△△することで実現可能と見込まれる
大豆	RO	総作付面積	50	ha			R△	総作付面積	70	ha			
小麦	RO	総作付面積	30	ha			R△	総作付面積	40	ha			

POINT 01

対象作物については、「野菜」や「果樹」等で括らず、**作物ごとに目標を設定**してください。事後評価の検証方法については、**統計データを使用する等、対外的に説明がつくような方法**としてください。

POINT 02

産地の成果目標の現状及び目標について、統計データが無い作物については、**当該産地を包括しているJA等が把握している数値によって代用することも可能**ですが、当該産地の農家が概ね当該JA等に出荷している等、**産地としてのデータであることが説明できる**ものとしてください。

POINT 03

設定した成果目標は、目標年度に達成する必要がありますので、「**設定した成果目標の達成が見込まれるものであるか**」十分に検討してください。

4-2. 取組主体事業計画の作成例



取組主体事業計画の成果目標等の設定



- 現状値欄には実証ほ場の平均値を記載
- 別添にて各ほ場の現状値及び目標値を整理

記載例) 2の(1) 事業の目標 (成果目標)

	対象作物	現状			目標			事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)
		年度	項目	数値	年度	項目	数値	
土づくり効果を 確認する項目 (成果目標)	水稻	R5	ち密度	30mm	R9	ち密度	24mm以下	実証前後の土壌 分析により事後 評価を行う。
	大豆	R5	有効態リン酸	16mg/ 乾土100g	R9	有効態リン酸	20mg/ 乾土100g以上	
	トウモロコシ	R5	可給態窒素	4mg/ 乾土100g	R9	可給態窒素	5mg/ 乾土100g以上	

POINT 01

取組主体事業計画の地力の向上に関する成果目標は、地力の低下の状況を代表する土壌分析項目を設定し、都道府県の土壌診断の基準値（土壌の化学性及び物理性等の項目）等を用い、地域の実態に応じて設定してください（QA土-18）。

POINT 02

成果目標は品目毎に設定してください。なお、実証ほ場毎に成果目標を設定することも可能ですが、この場合、目標値欄はほ場毎に設定した目標値の平均値を記載（備考欄に目標値欄の値は平均値であることを明記）し、別添でほ場毎の目標値を整理してください（QA土-20）。

POINT 03

成果目標の現状値欄について、取組主体事業計画の作成時点（交付決定前）においては、実証前土壌分析値だけでなく、既知の数値（取組を実施する地域や近隣の地域の分析結果の平均値）を用いることも可能です（QA土-19の1）。

POINT 04

成果目標の現状値欄について、取組主体事業計画の作成時点で既知の数値を用いる場合であっても、実際には各ほ場で実証前土壌分析を行い、当該分析値を現状値とすることから、事業実施状況報告においては別添にて各ほ場の現状値や目標値等の情報を整理してください。

5-1 . よくある質問 (FAQ)

Q 取組主体はどういった者になれるのか。

A 詳しくは (QA総-9) のとおりですが、例えば、農業者 (農業者、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人) や農業者の組織する団体 (農業協同組合、農業協同組合連合会等) が取組主体となることができます。ただし、畜産農家等が単独で取組主体となることはできません (QA土-9の2)。

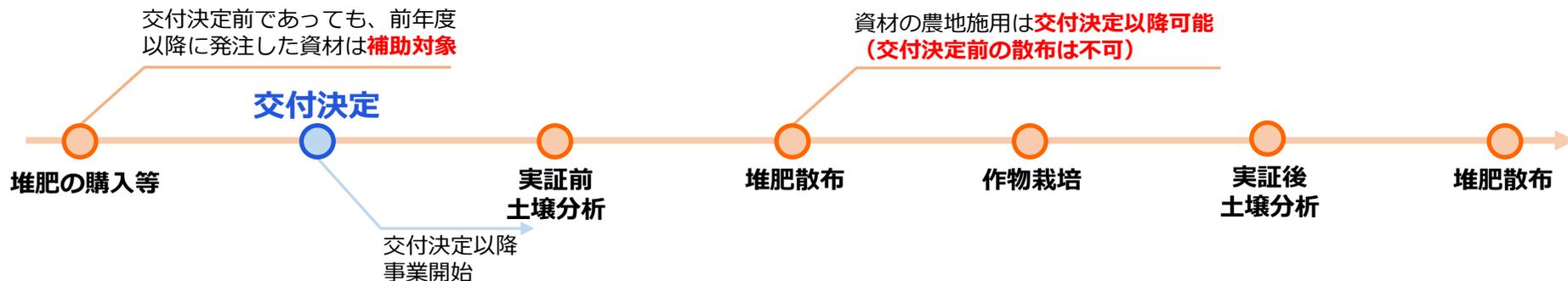
Q 堆肥等の購入費、運搬費、保管費については、交付決定前であっても事業実施年度に散布する目的で前年度以降に発注したのものについても対象 (交付等要綱別記2別紙2のIの6(5)ク) とあるが、堆肥等の散布はいつから可能か。

A

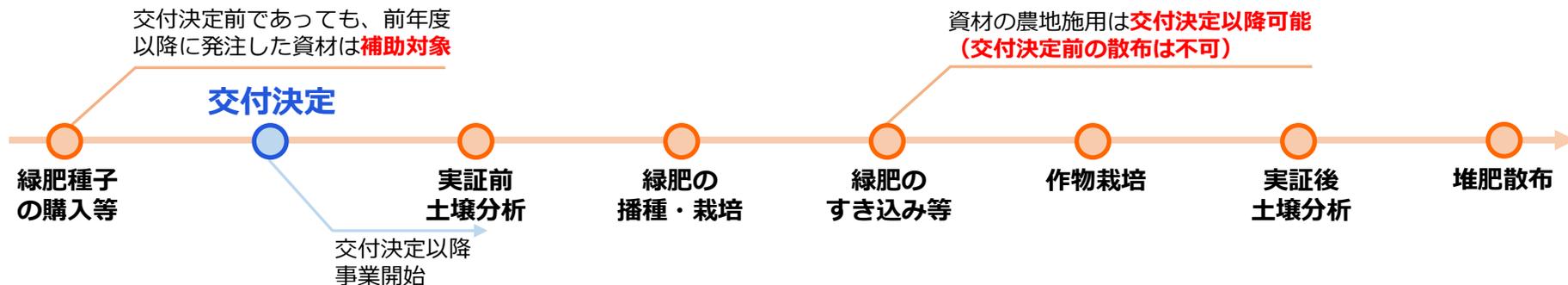
- ①原則として、都道府県知事からの交付決定後に事業着手が可能となることから、地力向上に向けた資材の農地施用に当たる行為は、交付決定後に行ってください。
- ②ただし、緑肥については、農地施用に当たる行為は緑肥播種・栽培後のすき込み等であることから、交付決定前に播種・栽培を行っても構いませんが、緑肥栽培後のすき込み等は交付決定以降に行う必要があります。
- ③なお、本事業では実証ほ場の選定のために実証前の土壌分析を行う必要があることから、緑肥の播種は当該実証前土壌分析よりも後に行わなければなりません。また、土-15の②のとおり、交付決定前の実証前土壌分析に係る経費は補助対象外となることから、交付決定前に緑肥の播種・栽培を行う場合、自費で実証前土壌分析を行う必要があります (QA土-21)。
交付決定前に資材の購入等を行う場合の補助対象経費等については、次ページにて図解します。

5-1 . よくある質問 (FAQ)

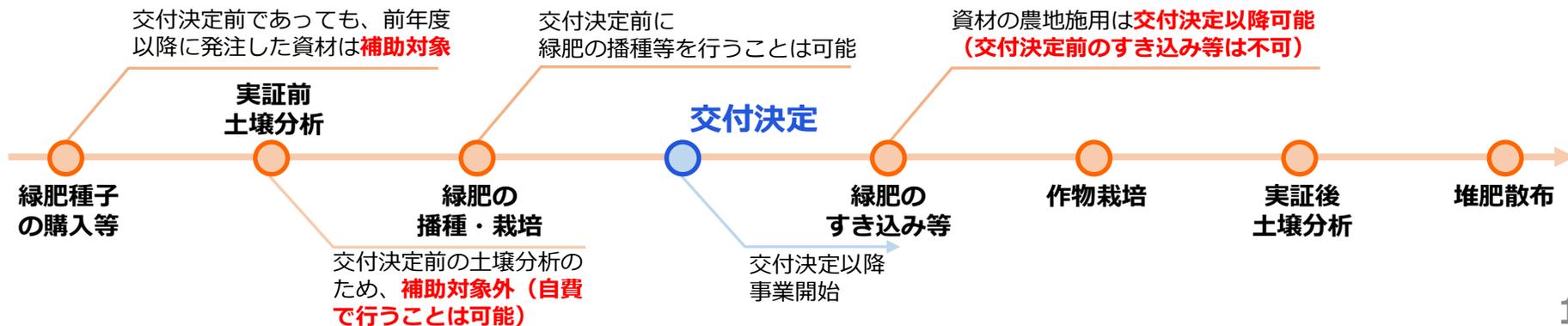
【交付決定前に堆肥等を購入し、交付決定後に堆肥等の散布を行う場合】



【交付決定前に緑肥を購入し、交付決定後に緑肥の播種等を行う場合】



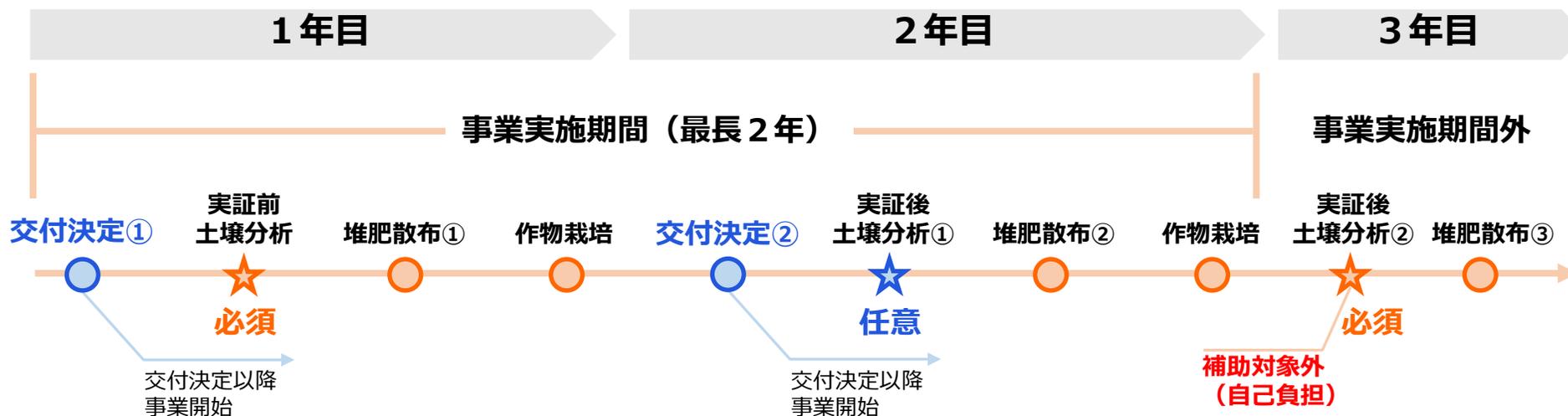
【交付決定前に緑肥を購入し、交付決定前に緑肥の播種等を行う場合】



5-1 . よくある質問 (FAQ)

Q 作物の栽培スケジュールの都合上、実証後土壌分析が事業実施期間外（3年目）となる場合、事業を活用することは可能か。

A 可能です。
ただし、取組主体の事業実施期間は2年を上限としておりますので、事業実施期間外に実証後の土壌分析を行う場合、当該分析に係る経費は自己負担となります。



POINT 01

本事業において必須となる土壌分析は、取組を通じて実証前後の2回となっております。上図のケースで言うと、実証後土壌分析①については必須ではなく、省略することも可能です。なお、実証後土壌分析①を行う場合、2回目の堆肥散布（堆肥散布②）を行える場合は、成果目標未達成のほ場に限りません。

5-1 . よくある質問 (FAQ)

Q 交付決定前（要望調査や取組主体事業実施計画書作成段階）で実証ほ場を選定するにあたり、必ず土壌分析を行わなければならないのか。また、その経費は補助対象となるか。

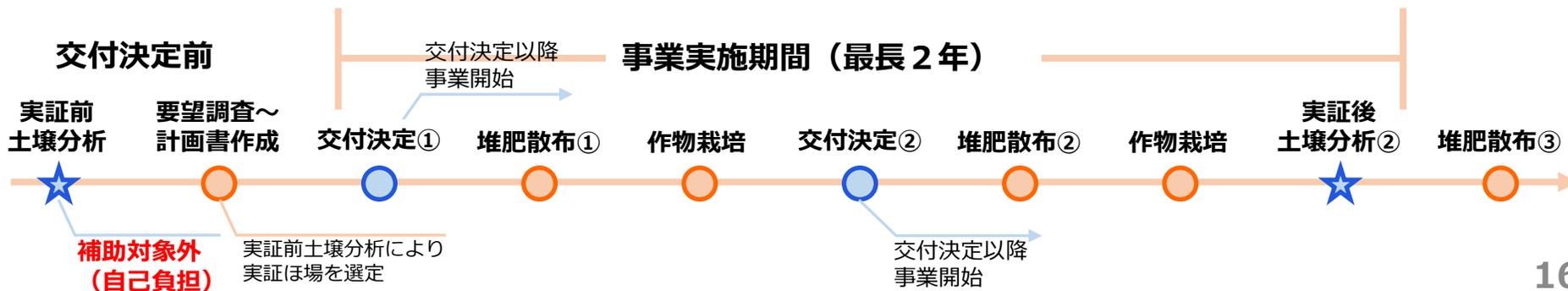
A ①要望調査や取組主体事業実施計画書作成段階で必ずしも土壌分析を行う必要はありません。交付決定前での実証ほ場選定が難しい場合、本段階では候補となるほ場を選定し、交付決定後に実証前土壌分析を行い、実証ほ場を選定することも可能です。

②なお、交付決定前に土壌分析を行う場合、当該経費は補助対象外（自己負担）となります。

【実証ほ場選定のための土壌分析を交付決定後に行う場合】



【実証ほ場選定のための土壌分析を交付決定前に行う場合】



5-1 . よくある質問 (FAQ)

Q 実証後土壌分析において、取組主体の実績が成果目標に達しなかった場合、成果目標を達成するまで堆肥等の施用による土づくりを自ら実施しなければならないのか。

A ①成果目標に達しなかった取組主体は、当該目標が達成されるまでの間、都道府県知事の改善指導に基づき、改善の取組を行い、その結果を改善状況として報告する必要があります。
②このため、成果目標に達しなかった取組主体は、必要に応じて堆肥等の施用による土づくりを行っていただきます (QA土-24)。

Q 一度、産地パワーアップ計画を作成した産地が、再度申請を行うことは可能か。

A 基本は認められませんが、可能となる場合もございますので、QA (土-25及び26) を御確認ください。なお、本事業は産地単位 (都道府県又は市町村) での成果目標を設定しているため、取組を行う者を集い、ある程度まとまって申請を行うことが望ましいです。

6 . 問い合わせ先

- ◆ 申請に関するお問い合わせは、都道府県の担当窓口までご相談ください。
- ◆ 都道府県の担当窓口がご不明の場合は、下記の総合窓口までお問い合わせください。

各地方農政局等の総合窓口

北海道農政事務所 生産支援課 担当：地域指導官	011-330-8807	近畿農政局 生産振興課 担当：地域指導官	075-414-9020
東北農政局 生産振興課 担当：地域指導官	022-221-6179	中国四国農政局 生産振興課 担当：地域指導官	086-224-9411
関東農政局 生産振興課 担当：地域指導官、生産総合指導係	048-740-3466	九州農政局 生産振興課 担当：地域指導官、合理化推進係	096-211-9111 (内線4440)
北陸農政局 生産振興課 担当：地域指導官	076-232-4302	沖縄総合事務局 生産振興課 担当：課長補佐（農産） 生産総合指導係	098-866-1653
東海農政局 生産振興課 担当：地域指導官	052-223-4622		

- 事業内容に関するお問い合わせは、下記の担当窓口までご相談ください。

各地方農政局等の総合窓口

北海道農政事務所 生産支援課	011-330-8807	近畿農政局 環境・技術課	075-414-9722
東北農政局 環境・技術課	022-221-6193	中国四国農政局 環境・技術課	086-230-4249
関東農政局 環境・技術課	048-740-5265	九州農政局 環境・技術課	096-300-6274
北陸農政局 環境・技術課	076-232-4131	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海農政局 環境・技術課	052-746-1313	農産局 農業環境対策課	03-3593-6495